

消費生活相談だより

高齢者の消費者トラブルにご注意！

近年、アクティブシニアといわれる、仕事や趣味に意欲的で消費行動も活発な高齢者が増えたことで、全国の消費生活センターに寄せられる65歳以上の方々の消費者トラブルの内容も変化しています。

▼事例1「お試し購入」のはずが定期購入に？

インターネットの動画広告で「お試し購入500円」というダイエツトサプリを見て、申し込んだ。初回だけお試しのつもりだったのに翌月もサプリが送られてきて、5000円請求された。コールセンターに電話したところ、「初回500円のはずは4カ月間毎月5000円の定期購入の契約になる。画面をよくご覧になっていなかったのでは？」と言われた。

▼事例2 格安の模倣サイト

ネット広告で有名メーカーの掃除機が格安で販売されていたので、注文し、代金も支払ったが、いつまでたっても届かない。購入したサイトのフォームから問い合わせても返信がなかった。で、メーカーの公式ホームページを検索して問い合わせたところ、「当社のサイトをコピーして作った模倣サイトの可能性がある」と言われた。



▼アドバイス

◎通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に画面を印刷するなどして、証拠を残しておきましょう。

◎模倣サイトの見分け方として、サイトの日本語におかしな点がないか、注文の前にネット上に当該サイトに関するトラブルの情報がなければ、サイトの運営業者に問い合わせてみましょう。

▼問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口
毎週火・木曜日 午前10時～午後5時
☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜日は電話のみ）
午前9時～午後5時 ☎029・225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）

土・日曜日、祝日 午前9時～午後4時 ☎188（いややー）

※他市町村へのご相談は、遠慮ください。

商工会だより

とねまち地元応援！プレミアム付商品券発売のお知らせ

利根町商工会では、町の商工業の振興と町内における消費を喚起するため「とねまち地元応援！プレミアム付商品券」を販売します。

10%のプレミアムが付いたお得な商品券です。師走のお買い物前に、ぜひ商品券をお買い求めください！※詳しくは、別途配布するチラシをご確認ください。

▼販売期間・販売所

・11月28日(日) ※1日限定
利根町文化センター（旧公民館）

・11月28日(日)から
地協商店、サイクルショップタナカ

・11月29日(月)から
利根町商工会

※各販売所ごとに予定枚数が完売次第終了となります。

▼販売額

1セット 5000円（500円券×11枚）1人10セットまで

▼問い合わせ先

利根町商工会 ☎68・7417

※お店の方へ

商品券が利用できる取扱店を随時募集しております。換金手数料はかかりませんので、この機会にぜひご登録ください。



茨城県最低賃金改正のお知らせ

10月1日から、茨城県最低賃金が、時間額879円に改正されました。年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。ご不明な点はお問い合わせください。

▼問い合わせ先

茨城労働局 労働基準部賃金室
☎029・224・6216

業務改善助成金について

中小企業・小規模事業者が事業所内の最低賃金を一定額引き上げて、生産性向上のための設備投資などを行った場合に、費用の一部を助成する制度として、「業務改善助成金」があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境均等室
☎029・277・8294

ぼうさい掲示板

もしもの時の

「備蓄品」と「非常時持出品」



「これほど被害を受けるなんて・・・」、「まさか避難までするとは・・・」

大規模な災害が発生した場合、電気、ガス、水道や交通網の遮断などライフラインの停止により、食料などが調達しにくくなったり、調達できても調理が出来なかったりすることが想定されます。自分が被災することを想定し、日頃から災害時に必要なものを考え、通常の備蓄品と非常時持出品を区別して備えるように心がけましょう。

◆備蓄品

災害が発生し、ライフラインや公的機関が機能しなくなった場合や在宅避難になってしまった場合など、外部からの支援物資が届くまでの数日間を過ごすために必要なもの。

◆非常時持出品

自宅に被害が及ぶような災害の場合、災害時にすばやく避難することが必要であることから、被災後の生活は避難所での避難生活になることを考え、非常時持出品（リュックなど）に非常食や水、生活・救急用品などを入れて備えておくもの。貴重品や普段使用している薬なども、いつでも非常時持出品に入れて持ち出せるように、日頃から整理しておくことも必要です。

「あつて良かった」、「持ってた良かった」となるよう、備蓄品リスト・非常時持出品リストを作成し、必要なものを備えておきましょう。特に非常時持出品は、持って逃げられる量・重さにしましょう。

◆備蓄品（例）

・非常食

非常時持出品も含め、最低3日分以上、できれば1週間分以上は備えること

飲料水（1人1日3ℓを3日分以上）

・生活用品

毛布、簡易トイレ、ウェットティッシュ、衣類、タオルなど

・その他 ランタン、卓上コンロ、ガスボンベ、ポリ容器、長靴、ロープ、バケツなど

◆非常時持出品（例）

・貴重品

現金、保険証、預貯金通帳、印鑑など

・非常食

乾パン・缶詰、チョコレート、飲料水など（500mlのペットボトル3本目安）

・応急医薬品

常備薬や持病薬、絆創膏やガーゼなど

・生活用品

衣類、ライター、生理用品、ウェットティッシュなど

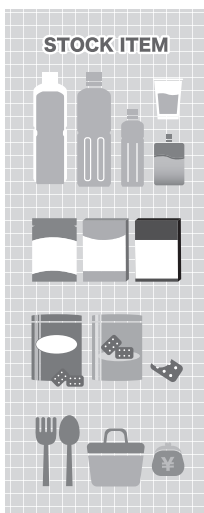
・その他

懐中電灯、電池、ラップ、マスク、ホイッスルなど

・新型コロナウイルス感染症対策用品
マスク、アルコール消毒液、スリッパなど

ローリングストック法で備蓄品を消費しましょう！！

ローリングストック法とは、非常食を長期間ストックするのではなく、普段の食事に利用する缶詰やレトルトなどを備蓄食料として、常時備えつつも普段の生活で消費し、その消費した分を買い足していくことで、期限が切れることなく、常に一定量を備蓄する方法です。



ローリング
ストック



▼問い合わせ先 防災危機管理課 防災係
☎68・2211（内線317）